

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章 略〕

第二章 電気通信事業

第一節 電気通信事業の登録等（第三条―第十三条）

第二節 電気通信事業者の業務（第十四条―第二十七条）

第三節 電気通信設備（第二十八条―第三十八条）

第四節 届出媒介等業務受託者（第三十九条―第四十条の二）

第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三―第四十条の八）

第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）

第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）

第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）

第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）

〔第五章 略〕

附則

第二章 電気通信事業

第一節 電気通信事業の登録等

（電気通信事業の届出）

第九条 「略」

〔2〕8 略〕

9 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出（法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた場合に限る。）又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第一節 電気通信事業者の業務

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 「略」

〔一〕三 略〕

（契約約款等の公表）

目次

〔第一章 同上〕

第二章 電気通信事業（第三条―第四十条）

第三章 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）

第三章の二 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）

第四章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）

第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）

第四章の二 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）

〔第五章 同上〕

附則

第二章 電気通信事業

（電気通信事業の届出）

第九条 「同上」

〔2〕8 同上〕

〔新設〕

9 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出（法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた場合に限る。）又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 「同上」

〔一〕三 同上〕

（契約約款等の公表）

第二十二條 法第二十三條第一項の規定による契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十二條の二十三を除き、以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（提供条件の説明）

第二十二條の二三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下「対象契約」という。）の締結が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結については、この限りでない。

〔一 略〕

〔削る〕

二 〔略〕

〔削る〕

三 〔略〕

四 利用者（法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の九までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

五 〔略〕

2 変更契約又は更新契約の締結をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以

第二十二條 法第二十三條第一項の規定による契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（提供条件の説明）

第二十二條の二三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下この条、次条第六項第二号及び第二十二條の二の七第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下この条及び次条において「対象契約」という。）の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

〔一 同上〕

二 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者の氏名又は名称

三 〔同上〕

四 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）にあつては、当該媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）

五 〔同上〕

六 利用者（法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の九まで及び第二十二條の二の十四において同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

七 〔同上〕

2 変更契約又は更新契約の締結又はその媒介等を行おうとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以

下この号において単に「提供条件」という。)の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結をしようとする場合(第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。)
又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとつて提供条件が不利となるとき 基本説明事項(変更しようとするものに限る。)

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次に掲げる要件(当該更新が法第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する更新契約におけるものである場合にあつては、イ及びロに掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するもの(以下この項において「自動更新」という。)であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該更新を更新することを内容とするとき 利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

【イ〜ハ 略】
四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項(変更しようとするものに限る。)

3 提供条件概要説明は、説明事項等(基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第九項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。)を分かりやすく記載した書面(カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。)を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

【一 略】
二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項等を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間に

下この号において単に「提供条件」という。)の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合(第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。)
又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとつて提供条件が不利となるとき 基本説明事項(変更しようとするものに限る。)

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結又はその媒介等をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次のいずれにも該当するもの(以下この項において「自動更新」という。)であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき 利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

【イ〜ハ 同上】
四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項(変更しようとするものに限る。)

3 提供条件概要説明は、説明事項(基本説明事項又は前項各号に定める事項をいう。以下この条において同じ。)を分かりやすく記載した書面(カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。)を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

【一 同上】
二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項を、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわた

わたつて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項等を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により基本説明事項又は前項各号に定める事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

〔4 略〕

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項等の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第三項第一号において「法人契約」という。）

〔二〇五 略〕

（書面の交付）

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

一 基本説明事項

〔二〇四 略〕

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される役務（以下「有償継続役務」という。）であつて付加的な機能の提供に係るものを提供する場合又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務（商品を提供して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。）の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）

〔イ〇ニ 略〕

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第七号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

〔六 略〕

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされ

つて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

〔4 同上〕

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第一号において「法人契約」という。）

〔二〇五 同上〕

（書面の交付）

第二十二条の二の四 〔同上〕

一 基本説明事項（前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）

〔二〇四 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〇ニ 同上〕

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第九号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

〔六 同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

てゐること。

〔イ・ロ 略〕

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書きに規定する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

〔ニト 略〕

〔三・四 略〕

〔3〜6 略〕

（書面による解除の例外）

第二十二條の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 略〕

四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二條の二の三第一項第六号、第六号及び第八号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき、又は同項第六号、第六号及び第八号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき。

〔五 略〕

〔2〜6 略〕

（自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止の例外等）

第二十二條の二の十三 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 営業所その他の事業所に訪問した相手方に対して、対象契約の締結の勧誘に先立つて、自己の氏名又は名称を告げず、当該対象契約の締結の勧誘である旨を告げて勧誘する行為
- 二 自己の氏名又は名称を告げた相手方に対して、当該自己の氏名又は名称を告げた後に行う対象契約の締結の勧誘に先立つて、当該自己の氏名又は名称を告げず、当該対象契約の締結の勧誘である旨を告げて勧誘する行為

2] 法第二十七条の二第三号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法人契約の締結の勧誘
- 二 軽微変更に係る勧誘

〔イ・ロ 同上〕

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書きに規定する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

〔ニト 同上〕

〔三・四 同上〕

〔3〜6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二條の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 同上〕

四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二條の二の三第一項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき又は同項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき

〔五 同上〕

〔2〜6 同上〕

（勧誘継続行為の禁止の例外）

第二十二條の二の十三 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法人契約の締結の勧誘
- 二 軽微変更に係る勧誘

(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に係る通知)

第二十二條の二十四 総務大臣は、法第二十七條の三第一項の規定による電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)

第二十二條の二十五 法第二十七條の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第十八号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)について、千分の七とする。

2 前項の利用者の数の割合は、前年度末における利用者の数を用いて計算するものとする。

3 前項の規定により利用者の数の割合を計算する場合において、当該利用者が複数の電気通信回線を保有するときは、当該電気通信回線の数を利用者の数とする。ただし、無線設備規則第四十九條の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線が一体として提供されている場合にあつては、当該複数の電気通信回線に係る利用者の数は、一とする。

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二條の二十六 法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

一 移動電気通信役務を継続的に利用すること(移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、違約金等の定め(次条第一号に規定する違約金等の定めをいう。以下この号において同じ。))のある契約であつて当該違約金等の定めに係る期間が一年以下の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの(以下この号において「一年以下最低利用期間契約」という。))のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。以下この項において「継続利用」という。)及び当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備(以下この条及び次条第六号ロにおいて「対象設備」という。))の購入等(購入、賃借その他これらに類する行為をいう。以下この項及び次条第六号ロにおいて同じ。))をすること、当該対象設備の購入等を行うこととなることを含む。次号において同じ。))を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用に限る。))を条件とする次に掲げる利益の提供

イ 対象設備に係る代金の額を当該対象設備の対照価格よりも低いものとする。

ロ 対象設備を用いて提供を受ける移動電気通信役務以外の役務(以下このロ及び次条第六号ハにおいて単に「役務」という。)の料金若しくは財(対象設備を除く。以下このロにおいて同じ。))の購入等に係る代金の額を減じ、又は役務若しくは財を無償で提供すること(青少年が

[新設]

[新設]

[新設]

安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを無償で提供することを除く。)

ハ 利用者(法第二十七条の三第二項第一号に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二の二の十八までにおいて同じ。)から移動端末設備を譲り受ける際に市場において当該移動端末設備を譲り受ける際の一般的な価格を超える額を対価として提供すること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、金銭その他の経済的な利益(以下この条及び次条において「経済的利益」という。)を提供すること。

二 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること(移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含み、継続利用を除く。)及び対象設備の購入等を行うことを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなるものを含み、継続利用を除く。)を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関する当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者(第二十二の二の十八において単に「届出媒介等業務受託者」という。)が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。イからニまでにおいて「合計利益提供額」という。)が、二万円(利益の提供を約し、又は約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとして対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの。

(1) 利益提供日において電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した日から二十四月が経過している対象設備(②及び③に掲げるものを除く。) 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(2) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した日から十二月が経過しているもの(③に掲げるものを除く。) 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(3) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した日から二十四月が経過しているもの 当該対象設備の対

照価格の八割に相当する額

ロ 利益提供日における対象設備の対照価格が二万円以下である場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格未満であるもの。

ハ 対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信業務（その提供を廃止するために当該移動電気通信業務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。）の利用者（当該通信方式のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信業務の通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

ニ 対象設備が、特定の周波数帯域を用いた移動電気通信業務（その提供を全部又は一部の地域で行わないこととした旨を利用者に告知したものに限る。）の利用者（当該周波数帯域のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信業務を利用するために必要となる他の周波数帯域に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

2) この条及び次条において「対照価格」とは、次に掲げる価格をいう。

一 電気通信事業者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格

ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について一の価格のみを定めている場合、当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である当該対象設備の同型機種の当該電気通信事業者における調達価格）

二 電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格

ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について一の価格のみを定めている場合、当該一の価格

第二十二條の二の十七、法第二十七條の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。

一 違約金等の定め（契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったこと（以下この号において「期間内変更等」という。）を理由として求める違約金その他の経済的な負担（以下この条において「違約金等」という。）又は期間内変更等を理由として受けることができない

〔新設〕

こととする経済的利益（以下この条において「特定経済的利益」という。）に関する定めをいう。以下この条において同じ。）がある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること。

二 違約金等の定めがない契約（違約金等の定めのある契約に係る違約金等の額及び特定経済的利益の額並びに料金以外の条件が同一のものに限る。次号において同じ。）を利用者に対して提供していない場合において、違約金等の定めに係る期間が一年を超えること又は違約金等の定めがある契約に更新できるものであること。

三 違約金等の定めがない契約を利用者に対して提供している場合において、当該契約に係る一月当たりの料金の額が違約金等の定めがある契約に係る一月当たりの料金の額に百七十円を加えたものを超えるものであること。

四 違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること。

五 違約金等の定めがある契約を更新しない旨の利用者からの申出がない限り当該契約が更新される旨の定めであつて、次のいずれかに該当するものを定めるものであること。

イ 新たな契約の締結に際して、利用者が違約金等の定めに係る期間の満了時に違約金等の定めがある契約に更新するかどうかを選択できないこと。

ロ イの選択の内容によつて料金その他の提供条件が異なること。

ハ 違約金等の定めに係る期間の満了時に、利用者が違約金等の定めがある契約に更新するかどうかを選択できないこと。

ニ 違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月並びにその翌月及び翌々月において、利用者が、違約金等の支払をせず、又は特定経済的利益の提供を受けないこととせず、当該契約の変更又は解除を行うことができないこと。

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる次に掲げる経済的利益の提供であつて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金を超えるものを行うこととするものであること。

イ 当該契約に係る移動電気通信役務の料金の減免

ロ 対象設備の購入等に係る代金を当該対象設備の対照価格よりも低いものとすること。

ハ 役務の料金若しくは財の購入等に係る代金の額を減じ、又は役務若しくは財を無償で提供すること。

ニ 利用者から移動端末設備を譲り受ける際に市場において当該移動端末設備を譲り受ける際の一般的な価格を超える額を対価として提供すること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、経済的利益を提供すること。

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十八 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十四 〔同上〕

場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

〔一〕三 略〕

四 法第七十三条の二第一項又は第三項の届出を要する媒介等業務受託者が当該届出を行ったことを確認し、これらの規定を遵守させるための措置

五 略〕

六 略〕

七 略〕

八 届出媒介等業務受託者が法第二十七条の三第二項の規定を遵守するために必要な措置

2 電気通信事業者は、前項第七号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

〔三の二〕十一 略〕

第三節 電気通信設備

(管理規程)

第二十八条 略〕

〔2 略〕

第三十三条から第三十八条まで 削除

〔削る〕

第四節 届出媒介等業務受託者

〔一〕三 同上〕

〔新設〕

四 同上〕

五 同上〕

六 同上〕

〔新設〕

2 電気通信事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 〔同上〕

〔一・二 略〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

〔三の二〕十一 同上〕

(管理規程)

第二十八条 〔同上〕

〔2 同上〕

第三十三条から第四十条まで 削除

第三章 基礎的電気通信役務支援機関

第四十条の二 削除

〔新設〕

(媒介等の業務の届出等)

第三十九条 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書
- 二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
- 三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

2| 総務大臣は、法第七十三条の二第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。

3| 法第七十三条の二第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者が法人である場合であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号及び第三号において同じ。）を有するときは、当該者の法人番号

二 法第七十三条の二第一項第二号の電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合であつて法人番号を有するときは、当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者の法人番号

三 法第七十三条の二第一項第三号の電気通信事業者が法人である場合であつて法人番号を有するときは、当該電気通信事業者の法人番号

四 対象契約の締結の媒介等の業務に係る再委託の有無

五 対象契約の締結の媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別

4| 第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

5| 第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 届出媒介等業務を行う事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類
- 二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書

三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

6| 法第七十三条の二第四項の規定による届出媒介等業務の廃止の届出をしようとする者は、様

式第三十六の届出書を提出しなければならない。

7| 法第七十三条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十七の届出書を提出しなければならない。

8| 法第二十六条第一項各号の規定により新たに指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う者が法第七十三条の二第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、当該指定をされた日から起算して一月以内に、様式第三十三による届出書に第一項の書類を添えて総務大臣に届け出る方法によることができる。

(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第四十条 法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信役務の提供条件概要説明には、第二十二條の二三第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十二條の二三第一項	の締結	の締結の媒介等
十 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項	十 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項	十 届出媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う旨及び当該届出媒介等業務受託者の氏名又は名称 十二 届出媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他連絡先(当該届出媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う電気通信役務を提供する電気通信事業者が、届出媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除き、当該電話によ

第二十二條の二の三第二項	の締結	の締結の媒介等	<p>る連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時(問帯を含む。)</p> <p>法第七十三條の三において準用する法第二十六條第一項各号</p> <p>法第七十三條の三において準用する法第二十六條第一項各号</p> <p>届出媒介等業務受託者が</p> <p>届出媒介等業務受託者が</p> <p>当該届出媒介等業務受託者の第三十九條第二項に規定する届出番号を含む。</p>
第二十二條の二の三第三項	電気通信事業者が	届出媒介等業務受託者が	<p>当該届出媒介等業務受託者の第三十九條第二項に規定する届出番号を含む。</p>
<p>法第七十三條の三において準用する法第二十六條第一項ただし書の総務省令で定める場合は、第二十二條の二の三第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。</p> <p>法第七十三條の三において準用する法第二十七條の二第二号の総務省令で定める行為は、第二十二條の二の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「勧誘である旨」とあるのは、「勧誘である旨及び当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>法第七十三條の三において準用する法第二十七條の二第三号の総務省令で定める行為は、第二十二條の二の三第二項の規定を準用する。</p> <p>(移動電気通信役務に関する規定の準用)</p> <p>第四十條の二 法第七十三條の三において準用する法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供及び法第七十三條の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件については、それぞれ第二十二條の二の十六及び第二十二條の二の十七の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者(第二十二條の二の十</p>	<p>法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者であつて届出媒介等業務受託者に移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務の委託(二以上の段階にわた</p>	

<p>第二十二條の二の十六第一 項第二号イ(1)</p>	<p>八において単に「届出媒介等業務受託者」という。） 同型機種をいう。 電気通信事業者が利用者</p>	<p>る委託を含む。）をしたもの（以下この条において「委託電気通信事業者」という。） 同型機種をいう。以下この号において同じ。 届出媒介等業務受託者（委託電気通信時御者が先行同型機種を利用者から譲り受ける場合にあつては、当該委託電気通信事業者）が利用者</p>
<p>第二十二條の二の十六第一 項第二号イ(2)及び(3)</p>	<p>電気通信事業者</p>	<p>届出媒介等業務受託者</p>
<p>第二十二條の二の十六第二 項</p>	<p>一 電気通信事業者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格イ、当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この</p>	<p>一 届出媒介等業務受託者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合にあつては、当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された同型機種（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合における当該複数の価格のうち最も高い価</p>

	<p>の項において同じ。)について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について一の価格のみを定めている場合、当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である当該対象設備の同型機種における電気通信事業者における調達価格)</p> <p>二 電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種について一</p>
<p>格(当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された同型機種について一の価格のみを定めている場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格)</p> <p>イ 当該対象設備が委託電気通信事業者から調達したものである場合、第二十二条の二の十六第一項第一号イに定める価格(当該価格がない場合には、同号ロに定める価格)</p> <p>ロ 当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合、当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である同型機種の届出媒介等業務受託者における調達価格)</p> <p>二 委託電気通信事業者が対象設備の販売等をする場合にあつては、前号イに定める価格</p> <p>三 届出媒介等業務受託者及び委託電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合にあつて</p>	

<p>の価格のみを定めてい る場合 当該一の価格</p>	<p>は、次のイ又はロに掲げ る場合の区分に応じ、当 該イ又はロに定める価格 イ 当該対象設備の販売 等と同時に販売等が開 始された当該対象設備 の同型機種について複 数の価格を定めている 場合 当該複数の価格 のうち最も高い価格 ロ 当該対象設備の販売 等と同時に販売等が開 始された当該対象設備 の同型機種について一 の価格のみを定めてい る場合 当該一の価格</p>
<p>第五節 基礎的電気通信 業務支援機関 (適格電気通信事業者の 指定の申請様式等) 第四十条の三 「略」</p>	<p>「一〇五 略」</p>
<p>第六節 認定送信型対電 気通信設備サイバー攻撃 対処協会 (認定の申請) 第四十条の八の二 「略」</p>	<p>「2 略」</p>
<p>第三章 土地の使用等 第四章 電気通信紛争 処理委員会 第六十条の二 「略」</p>	<p>2 総務大臣は、法第百六十五 条第一項の届出があつた 場合には、当該届出をした 者に、届出番号を通知す るものとする。法第百六 十六条第二項及び第三項 並びに法第一百七十条第 二項の規定による届出に より、当該届出番号を更 改したときも同様とする。 (申請等の方法) 第六十九条 「略」</p>
<p>2 「略」 「一〇四 略」</p>	<p>「一〇四 略」</p>

<p>(適格電気通信事業者の 指定の申請様式等) 第四十条の三 「同上」</p>	<p>「一〇五 同上」</p>
<p>第三章の二 認定送信型 対電気通信設備サイバー 攻撃対処協会 (認定の申請) 第四十条の八の二 「同上」</p>	<p>「2 同上」</p>
<p>第四章 土地の使用等 第四章の二 電気通信紛 争処理委員会 第六十条の二 「同上」</p>	<p>「新設」</p>
<p>(申請等の方法) 第六十九条 「同上」 2 「同上」 「一〇四 同上」</p>	<p>「一〇四 同上」</p>

五 法第七十三条の二第一項又は第二項の届出

六 法第七十三条の二第三項の承継の届出

七 法第七十三条の二第四項の廃止の届出

八 法第七十三条の二第五項の解散の届出

九 [設]

十 [設]

別表 電気通信役務の種類(第二十二條の二の三第一項第三号ロ関係)

【一〇十三 設】

【~~壘~~ 設】

様式第24から様式第32まで ~~削除~~

様式第33 (第39条第 1項関係)

媒介等の業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

法人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

五 [同上]

六 [同上]

別表 電気通信役務の種類(第二十二條の二の三第一項第五号ロ関係)

【一〇十三 同上】

【~~壘~~ 同上】

様式第24から様式第37まで ~~削除~~

様式第38 (第39条第 1項関係)

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者		3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者		4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別		
	氏名又は名称	住所 法人番号	住所 法人番号	住所 法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売

注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従って記載すること。二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。

- 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあつては当該者の氏名、法人又は団体である場合にあつては当該法人名又は当該団体名を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただし、法人番号がない場合にあつては空欄とすること。
- 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。
- 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。
- 6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。
 - ・ 届出者の氏名又は名称
 - ・ 届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号
 - ・ 届出年月日

- ・届出者の法人番号
 - ・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務
- 記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第24 (第39条第4項関係)

媒介等の業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

届出年月日及び届出番号

法人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第73条の2第1項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前		変更後	
変更内容				
変更年月日				

[新設]

変更の理由

- 注 1 「変更事項」の欄には、電気通信事業法第73条の2第1項第1号から第4号までの別又は電気通信事業法施行規則第39条第3項各号の別を記載すること。
- 2 「変更内容」の欄の記載に当たっては、変更前後の内容を記載した様式第33の表を別紙として用いることができる。この場合にあつては、「変更前」又は「変更後」の欄に「別紙のとおり」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第35（第39条第5項関係）

媒介等の業務承継届出書

年 月 日

[新設]

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

[印]

地位を承継した者が届出媒介等業務受託者であつた場合は、その届出年月日及び届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25

年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

届出媒介等業務受託者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第73条の2第3項の

規定により、届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継理由	
承継した届出媒介等業務受託者に係る 届出年月日及び届出番号	

注 1 承継理由の欄には、「事業の全部を譲渡」、「合併」、「分割」又は「相続」の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第36 (第39条第 6 項関係)

媒介等の業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

届出年月日及び届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス

(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号

[新設]

及び電子メールアドレスを記載すること。)

媒介等の業務を廃止したので、電気通信事業法第73条の2第4項の規定により、届け出ます。

廃止年月日	
廃止した業務	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第37 (第39条第7項関係)

解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

届出媒介等業務受託者たる法人が解散したので、電気通信事業法第73条の2第5項の規定により、届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散した法人の届出年月日及び届出番号	

解散年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年 月 日。以下「施行日」という。）から施行する。

(利用者保護に関する規定に関する経過措置)

第二条 施行日前に、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第九条第九項又は第六十条の二第二項に規定する届出番号（以下この項において単に「届出番号」という。）に相当する番号について電気通信事業法第十三条第四項、第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第二項又は第百六十五条第一項の規定による届出をした者に対して通知がされているときは、当該番号は、届出番号とみなし、当該通知は、新施行規則第九条第九項又は第六十条の二第二項の規定によりされた当該届出番号の通知とみなす。

2 新施行規則第二十二条の二の三第三項（新施行規則第四十条において準用する場合を含む。）の規定は、令和二年四月一日以後に締結又はその媒介等をしようとする新施行規則第二十二条の二の三第一項に規定する対象契約について適用する。

(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)

第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第

一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。

一 施行日の前日（第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この号において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において同一の条件で更新することができることとされているものに限る。）に関する契約の締結

二 第三世代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九―四世代移动通信システムを使用するもの以外のものをいう。）の提供に関する契約（その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のものに限る。）の締結

2 前項の規定は、新法第二十七條の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二條の二の十七」とあるのは「新施行規則第四十條の二において準用する新施行規則第二十二條の二の十七」と、同項各号中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。

3 施行日の前日において現に提供されている移動電気通信役務（スマートフォン（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であり、当該映像面に使用者が触れることで入力するものをいう。）を有するものをいう）、フィーチャーフォン（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。）に該当するものを除く。）以外の移動端末設備向けに提供されるものに限る。）の利用者に対して約し、又は約させる利益の提供及び料金その他の提供条件については、令和元年十二月三十一日までの間は、新施行規則第二十二條の二の十六及び第二十二條の二の十七の規定（新施行規則第四十條の二において準用する場合を含む。）は、適用しない。